

東北大学附属図書館工学分館利用規則

制定 昭和54年 1月 8日
改正 昭和55年12月19日
改正 昭和57年 4月21日
改正 昭和59年 7月11日
改正 平成 2年 7月23日
改正 平成 4年 4月20日
改正 平成 9年10月16日
改正 平成13年 7月 3日
改正 平成16年 1月 8日
改正 平成21年 6月18日
改正 平成23年 3月 8日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 東北大学附属図書館工学分館(以下「分館」という。)の利用は、別に定めるものを除き、この規則の定めるところによる。

(サービスの範囲)

第2条 分館の利用は、館内閲覧、館外貸出、文献複写、相互利用及び文献情報サービス等とする。

(利用者の範囲)

第3条 分館を利用できる者は、東北大学(以下「本学」という。)の教職員、研究員、研修員、大学院生・学部学生(研究生、科目履修生、単位互換学生等を含む。)、及び分館の利用を申し出た学外者とする。

(開館時間)

第4条 分館の開館時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後8時までとする。ただし、分館長が特に必要と認めた場合は、これを変更することがあり、その際は館内掲示等で周知するものとする。

(休館日)

第5条 分館の休館日は、下記のとおりとする。

- (1)日曜日
- (2)土曜日
- (3)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)第3条に規定する休日
- (4)年末年始(12月28日から翌年1月3日まで)
- (5)分館長が必要と認めた日

(利用手続)

第6条 分館の利用を希望する者は、原則として利用証(本学が発行する学生証又は身分証明書等を含む。)の交付を受けるものとする。入館に際しては必ず利用証を携帯し、分館職員(以下「職員」という。)の請求に応じてこれを提示しなければならない。

一時利用の学外者については、災害、体調不良等緊急時の連絡のため、原則として「学外利用者記入票」に記入するものとする。

第2章 館内閲覧

第7条 図書館資料(以下「図書」という。)の閲覧を希望する者は、分館長が特に定めるものを除き、自由に検索し閲覧することができる。

(閲覧制限)

2 次の各号に掲げる場合においては、閲覧を制限することができる。

- (1) 図書に独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる場合における当該情報が記録されている部分
 - (2) 図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。)第2条第7項第4号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈または寄託を受けている場合における当該期間が経過するまでの間
 - (3) 図書の原本を利用させることにより当該原本の破汚損を生じるおそれがある場合又は図書が現に使用されている場合
 - (4) 本学又は分館と出版者等との契約において、利用範囲が学内者に限定される場合
- 3 図書を利用者の閲覧に供するため、図書の目録及びこの規則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。
(特殊資料の閲覧)

第8条 分館長が特に定める図書の閲覧を希望する者は、所定の手続きをとるものとする。

第3章 館外貸出

第9条 利用証の交付を受けた者は館外貸出を受けることができる。

2 図書の館外貸出を受けようとする者は、所定の手続きをとるものとする。

(館外貸出をしない図書)

第10条 学位論文、新聞、視聴覚資料、禁帯出の表示のある図書及び分館長が貸出を不相当と認めた図書は、館外貸出を受けることができない。

2 前項の規定にかかわらず、分館長が特に考慮すべき理由があると認める場合は、館外貸出をすることがある。

(貸出の冊数、期間等)

第11条 館外貸出については、別に定める場合を除き10冊を限度とし、期間を2週間以内とする。

(貸出の予約)

第12条 他に貸出されている図書の貸出を受けようとする場合は、予約することができる。

(貸出を受けた者の責任)

第13条 貸出を受けた者は、当該図書(以下、「貸出図書」という。)を分館等に返却するまで管理責任を負うものとする。

2 貸出図書は、他の者に転貸してはならない。

(貸出図書の返却)

第14条 貸出を受けた者は、貸出図書を期間内に必ず返却しなければならない。

2 貸出を受ける資格を失った者は、直ちに貸出図書を返却しなければならない。

3 分館長が必要を認めた場合は、貸出期間内であっても、貸出図書の返却を求めることがある。

(貸出停止)

第15条 貸出図書を期間内に返却しない者には、次の各号に掲げる貸出制限が行われることがある。

(1) 貸出図書の返却を延滞している者は、貸出の冊数が限度内であっても、新たな貸出を停止する。

(2) 貸出期間を越えて返却した場合は、次の貸出を一定期間停止する。

2 前項の規定にかかわらず、分館長が特に考慮すべき理由があると認める場合は、貸出停止を変更することがある。

(長期貸出)

第16条 工学部、工学研究科、情報科学研究科、環境科学研究科、医工学研究科、未来科学技術共同研究センター(以下「工学部等」という。)の分野等の図書の責任者(以下「使用責任者」という。)は、所定の手続きにより長期貸出を受けることができる。

2 長期貸出により利用することができる図書は、前項の分野等の使用責任者が運営費交付金、科学研究費補助金等で購入及び寄贈したものとする。

3 長期貸出中の図書については、使用責任者がその保管の責任を負うものとする。

(長期貸出図書の利用の特例)

第17条 長期貸出中の図書について他の利用者から閲覧又は貸出の希望がある場合、分野等は、支障がない限りこれに応じるものとする。

第4章 文献複写

(複写依頼)

第18条 図書の複写を希望する者は、所定の手続きにより複写を依頼することができる。ただし、自ら複写又は撮影を希望する者は、あらかじめ分館長に申請しなければならない。

(依頼手続)

第19条 文献複写の依頼手続及び料金については、「東北大学附属図書館文献複写等内規」によるものとする。

(複写を認められない図書)

第20条 著作権法に抵触する図書の複写又は撮影、その他分館長が不相当と認めた図書の複写又は撮影の申請には応じない。

2 文献複写の著作権に関する一切の責任は、複写申請者が負うものとする。

第5章 相互利用

(他部局所在図書の利用)

第21条 本学が所蔵する図書については、各部局間で申し合わせた手続により、これを相互に利用することができる。

(学内文献複写)

第22条 学内他部局所在図書の複写については、「東北大学図書館(室)間における文献複写サービス実施に関する申合せ」によるものとする。

第6章 図書館相互利用

(学外図書館の利用)

第23条 工学部等に所属する者が、他の公的研究機関(国公私立大学及び国会図書館等)が所蔵する図書の利用を希望する場合は、分館が斡旋することがある。

2 前項の利用に要する経費は、希望者が負担するものとする。

(現物貸借)

第24条 工学部等に所属する者が、他の公的研究機関(国公私立大学及び国会図書館等)が所蔵する図書の貸出を希望する場合は、分館が斡旋することがある。

2 前項の利用に要する経費は、希望者が負担するものとする。

(学外文献複写)

第25条 工学部等に所属する者が、他の公的研究機関(国公私立大学及び国会図書館等)が所蔵する文献の複写を希望する場合は、分館が斡旋することがある。

2 前項の利用に要する経費は、希望者が負担するものとする。

(国外文献複写)

第26条 工学部等に所属する者が、国外の機関(図書館等)が所蔵する文献の複写を希望する場合は、所定の手続により、分館にこれを依頼することができる。

2 前項の利用に要する経費は、希望者が負担するものとする。

第7章 参考調査

(参考調査依頼)

第27条 教育又は研究のため、文献等に関する参考調査を依頼することができる。

(参考調査の範囲)

第28条 参考調査の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学術文献の書誌、所在情報に関する調査
 - (2) 特定事項に関する調査又は参考文献の紹介
 - (3) 本学及び他大学図書館並びに研究機関等の施設の利用に関する情報の提供
 - (4) その他
- 2 前項の規定にかかわらず、特に経費又は時間を要し他の業務に支障を及ぼすおそれのある調査及び分館長が回答することを不適當と認める調査の依頼には応じない。

第8章 館内施設の利用

第29条 館内施設の利用を希望する者は、所定の手続によりこれを利用することができる。

2 所定の手続きについては別に定める。

第9章 雑則

(弁償)

第30条 利用中の図書を紛失又は破汚損した者は、同一の図書(同類の図書を含む)又は相当額を弁償しなければならない。

(利用の停止)

第31条 本利用規則に違反した者、本学の図書館(本館、他分館)で利用を停止された者については、一定期間分館の利用を停止又は禁止することがある。

(個人情報漏えいの防止のための措置)

第32条 図書に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)が記録されている場合には当該個人情報の漏えいの防止のため、以下の措置を講ずる。

- (1) 物理的な接触の制限
- (2) 当該資料に記録されている個人情報に対する不正アクセス(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第3条第2項に規定する不正アクセスをいう。)を防止するために必要な措置
- (3) 分館の職員に対する教育・研修の実施
- (4) その他必要な措置

(準用)

第33条 その他本規則に定めのない利用については、「東北大学附属図書館本館利用規則」等を準用するものとする。

第10章 補則

第34条 この規則に定めるもののほか、分館の利用に関し必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 東北大学工学部中央図書室利用案内(昭和51年4月)は、廃止する。
- 3 この規則の改廃は、工学分館運営委員会の議を経て行う。

附 則(昭和55年12月19日改正)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年4月21日改正)

この規則は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則(昭和59年7月11日改正)

この規則は、昭和59年7月11日から施行する。

附 則(平成2年7月23日改正)

この規則は、平成2年7月23日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則(平成4年4月20日改正)

この規則は、平成4年4月20日から施行し、平成4年5月1日から適用する。

附 則(平成9年10月16日改正)

この規則は、平成9年10月16日から施行する。

附 則(平成13年7月3日改正)

この規則は、平成13年7月3日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成16年1月8日改正)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月18日改正)

この規則は、平成21年6月18日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年1月9日改正)

この規則は、平成22年1月9日から施行する。

附 則(平成22年3月8日改正)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。